



農業者年金は就農の心強い味方

高橋 和也さん
亜由美さん

昨年、ご夫婦で農業者年金に加入された高橋和也さんと亜由美さん。

水稲66ヘクタールの広大な水田で稲作を営む一ノ分目新田「農事組合法人水稲ライスセンター」で地域農業の担い手として活躍しています。

祖父が築いたライスセンターと米づくりへの思いを受け継ぎ、2020年から農業を始められ、2024年に長年勤務していた会社を退職し専業農家になりました。「先輩方に支えていただきながら、日々学びの連続です」と語る和也さん。妻の亜由美さんは「以前は交替勤務で体への負担が大きく、家族の時間も限られていましたが、今は健康的な働き方で家族との時間も増え、安心して応援できます」と笑顔を見せます。水稲栽培では、スマート農業を積極的に導入し、土作りや肥料の選定にもこだわるなど、生産技術の向上に取り組んでいます。

農業者年金は、お世話になっていた農業委員会の委員の勧めで加入しました。終身年金の安心感や税制面での優遇措置、保険料が収入に応じて調整できる柔軟性など、農業者にとって心強い制度だと実感しています。夫婦で加入することで将来の生活設計に関する不安も軽減され、若い世代の就農を後押しする力があると感じているそうです。就農を考えている方や同年代の方々にも、農業者年金のメリットを広く知ってもらいたいと語ってくれました。

「稲作は日本人の食を支える重要な仕事であり、社会貢献としてのやりがいと誇りを持って取り組めます」と語る高橋さん。収穫したコシヒカリは、地元の飲食店からも『美味しい』と好評で、地域の活性化にも貢献しています。

地域農業の維持と発展を目指す担い手として、さらなる活躍が期待されます。



Instagram



新年のごあいさつ

香取市農業委員会会長 伊藤 寛



あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素より農業委員会の活動に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の農業を取り巻く情勢は、物価高騰や気候変動、農業従事者の高齢化や遊休農地の増加など、一層厳しさを増しております。

農業委員会では、こうした課題に向きあい、地域農業を持続可能なものとするため、本年も皆様の声に真摯に耳を傾けて活動を推進してまいります。引き続き「農地利用の最適化」を推進し、遊休農地の発生防止・解消、農地の適切な集積・集約化を進め、地域農業の生産性向上へ取り組みとともに、地域を支える担い手の確保・育成や新規就農者への支援の充実を図り、若い世代が未来の農業を担えるような魅力ある地域づくりに貢献してまいる所存です。

直面している課題は多岐に渡りますが、農業は地域の基盤であり、未来の希望を育むものです。本年も志を共有する皆様と力を合わせ、より良い未来を目指して邁進してまいります。

本年が皆様にとって実り多き一年となりますよう、ご健康とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



農地の利用意向調査を実施します

農業委員会は、農地法の規定に基づき、遊休農地の発生防止と実態把握のため、農地の利用状況について現地調査を実施しました。

同調査の結果、遊休農地と判断された農地については、農地利用意向調査を実施します。この調査では、遊休農地の所有者に対して、当該農地の今後の利用計画をお聞きするもので、所有者自身が利用する意向がない場合は、県の農地中間管理事業や担い手農家への貸付け等を検討していただくこととなります。調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

農地の適正管理にご協力をお願いします

農地所有者の皆さまには、日頃より農地の適正な管理にご協力いただき、ありがとうございます。農地の管理が不十分な場合、雑草等の繁茂、病虫害の発生、有害鳥獣の進入をはじめ、ゴミの不法投棄や火災のリスクなど様々な問題が発生し、周辺の農地や住宅へ迷惑をおかけする原因となることがあります。

地域環境の保全と良好な生活環境の維持のため、引き続き農地の定期的な草刈りなど、適正な管理にご理解とご協力をお願いいたします。



タブレット端末で効率的に調査を実施しています。

委員活動報告

5/23香取農業事務所主催の「香取地域農業担い手応援セミナー」を受講しました。講師は、キャベツ農家の「しんえもん農園」の宮内さんです。宮内さんの夢は、「住んでいる街をキャベツの観光地にすること」「農業を、なりたい職業」の上位にすること、そして「若者が住み続けられる街にすること」とのことです。講演を拝聴し、多くの共感と気づきを得ることができました。新規就農を進めるうえでは、収入や労働条件に加え、農業の未来や地域への強い想いこそが何より重要であると改めて感じました。「しんえもん農園」のインスタグラムも、早速フォローさせて頂いていただきました。今後のご活躍を心より楽しみにしております。

農業委員 高橋 透

7/28八千代市民会館において「新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」に参加しました。本研修では、委員の役割、農地法の概要、そして遊休農地対策などがテーマとして取り上げられ、3時間にわたり有意義な話を伺うことができ、新任農業委員として、貴重な知識を得る機会となり、大変勉強になりました。今後も機会があれば、さまざまな研修会や勉強会に積極的に参加し、知識を深めていきたいと思えます。また、遊休農地対策については、私の担当地区においても非常に重要で、喫緊の課題であると感じています。少しでも遊休農地が減るように、地区の皆さまと協力して推進していきたいと思えます。

農業委員 鎌形 力

8/27佐倉市にて「印旛・香取地区女性農業委員ブロック別研修会」に参加しました。研修会では、地域全体で女性を農業委員に起用する難しさを痛感しました。また、家庭内では、女性が家を空けることに対する周囲の理解不足も依然として課題です。こうした現状に対する改善策や女性委員が果たす役割の重要性について学び、大きな励みを得ました。今後も女性委員の活躍を支える環境づくりと意識改革に向けて、一歩ずつ努力を続けたいと思います。

農業委員 平川 君子

11/12印旛郡栄町にて「印旛・香取ブロック別研修会」に参加しました。二部構成で1部では地域計画の実現に向けた農業委員会の役割について学びました。農業者の高齢化や後継者不足により離農が進む中、これからの地域農業のあり方として農地の集積・集約等が必要だと感じました。地域全体で協力し、次世代に「これなら後を継いでもいい」「農業を始めても良い」と思える環境づくりが、地域農業の維持、発展に繋がると思いました。

2部では小規模農家への経営支援についてです。まず経営と家計の分離、次に個人経営の発展、法人経営への展開、法人化による人材確保、経営承継、多角化など、青色申告への移行や法人化の重要性が示されました。私自身、小規模農家として、この課題への取り組みについて改めて考える機会となりました。

農業委員 林 勇

11/3秋晴れの好天に恵まれ「山田ふれあいまつり」が盛大に開催されました。農業委員会では「ジャンボかぼちゃ重量当てクイズ」を実施。大人から子どもまで幅広い世代の方にご参加いただき、大いに盛り上がりました。賞品には委員が丹精込めて作った新米や特産野菜の詰合せを贈呈し、大変好評をいただきました。また、新規就農相談会も同時開催。今後も情報提供や支援を継続し地域農業の振興につなげていきたいと思えます。



農業委員 相馬 孝臣

11/16「栗源いもまつり」恒例の「農業委員会芋掘り体験広場」では、毎年楽しみにしてくれる参加者も多く、大勢の方で賑わいました。家族で訪れた子供たちからは、収穫の喜びに歓声があがっていました。また、中学生ボランティアの皆さんの元気な誘導で会場は終始活気にあふれていました。体験を通して香取市のサツマイモの魅力と地域の活力を発信できたことを嬉しく思います。



農業委員 鶴澤 幹司

農地の売買・転用等の申請受付期間および総会予定表

年月	受付期間	総会開催日
令和8年1月分	1月16日(金)~20日(火)	2月6日(金)
令和8年2月分	2月16日(月)~19日(木)	3月6日(金)
令和8年3月分	3月16日(月)~19日(木)	4月7日(火)
令和8年4月分	4月16日(木)~20日(月)	5月8日(金)
令和8年5月分	5月18日(月)~20日(水)	6月5日(金)

農地を相続された方へ

相続等で農地を取得した場合は、法務局での所有権移転登記完了後に、農地の所在する市町村の農業委員会に届出が必要です。

**農業用の機械等は
償却資産申告が
必要です**

ビニールハウスや農機具等の償却資産についても、固定資産税が課税されます。償却資産は土地・家屋と異なり申告が必要です。該当資産をお持ちの方は、市HPまたは税務課窓口で申告用紙を入手の上、忘れずに申告をお願いします。

申告期限 2月2日

【問い合わせ・申告先】
香取市税務課資産税班
Tel (50) 1223

**農業者年金に加入して
安心して豊かな老後を！**

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者
※国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満
60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

●老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
●あなたの老後生活への備えは十分ですか？

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。
※2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

- ポイント1 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ポイント2 保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる
- ポイント3 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象！

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

農業経営にゆとりが出たときは、保険料額を増額したり、翌年分をあらかじめ一括して納付する「前納」で当年中に納付する保険料を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

保険料支払いによる税軽減額の目安


課税対象所得	税率	保険料月額 2万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

* ご相談は、農業委員会事務局へ 電話 50-1226

**全国農業新聞を
購読しましょう**

農業の最新情報や地域の面白い話題などを紹介しています。

- ・ 毎週金曜日発行
- ・ 月額700円（送料・税込）
- ・ 全国農業会議所発行
- ・ 申込は農業委員会事務局まで




近年、食料の安定的な調達問題や担い手不足といった課題が深刻化しています。このような状況の中、効率的かつ安定的な農業経営の重要性を改めて実感しております。今号では「担い手の視点」から農業者年金制度を取り上げました。本制度がこうした課題解決の一助となり、農業への熱意を支える力になることを心より願っております。

編集委員会一同、今後も地域農業の魅力や、実りある情報をお届けできるように努めてまいります。

編集長 海老澤武

編集後記